17	(1)　熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4000―15　(182.50) (2)　熊本県菊池郡菊陽町津久礼字新山3190―1105　(118.00)	北緯32度53分23秒東経130度50分09秒の地点と北緯32度53分20秒東経130度50分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度53分07秒東経130度49分31秒の地点と北緯32度52分52秒東経130度48分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度52分41秒東経130度48分29秒の地点と北緯32度52分25秒東経130度47分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度52分21秒東経130度47分43秒の地点と北緯32度52分09秒東経130度47分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　熊本県八代市鏡町大字鏡字郷開1159―24　(54.00) (2)　熊本県八代市東陽町大字南古城原3602　(140.00)	北緯32度34分05秒東経130度38分52秒の地点と北緯32度33分17秒東経130度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度33分11秒東経130度41分49秒の地点と北緯32度32分46秒東経130度43分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　熊本県熊本市帯山２―14―68　(138.20) (2)　熊本県上益城郡益城町大字木山字船面1496―２　(117.10)	北緯32度48分14秒東経130度44分47秒の地点と北緯32度48分49秒東経130度48分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1)　熊本県合志市豊岡字逢原1295―18　(129.30) (2)　熊本県菊池市泗水町福本字中原1803―２　(122.30)	北緯32度53分10秒東経130度46分07秒の地点と北緯32度53分28秒東経130度46分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度53分56秒東経130度46分36秒の地点と北緯32度54分02秒東経130度46分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度54分39秒東経130度47分03秒の地点と北緯32度54分56秒東経130度47分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	(1)　熊本県宇城市三角町波多字高野3613　(281.30) (2)　熊本県宇城市三角町戸馳字内潟4150―１　(67.80)	北緯32度37分33秒東経130度28分47秒の地点と北緯32度36分42秒東経130度29分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度36分31秒東経130度29分10秒の地点と北緯32度35分54秒東経130度29分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
22	(1)　熊本県玉名市山田字高岡原2041―３　(68.00) (2)　熊本県玉名市岱明町山下字坂山1050　(32.80)	北緯32度56分07秒東経130度32分30秒の地点と北緯32度55分54秒東経130度32分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	(1)　熊本県八代郡氷川町島地字９番割906　(45.10) (2)　熊本県宇城市小川町中小野917―１　(51.10)	北緯32度35分27秒東経130度41分14秒の地点と北緯32度35分38秒東経130度41分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度35分56秒東経130度41分47秒の地点と北緯32度36分29秒東経130度42分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
24	(1)　鹿児島県枕崎市汐見町265　(53.60) (2)　鹿児島県枕崎市火之神岬町642　(156.90)	北緯31度16分11秒東経130度17分33秒の地点と北緯31度15分57秒東経130度17分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯31度15分48秒東経130度16分56秒の地点と北緯31度15分19秒東経130度16分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　群馬県前橋市上小出町３―38―２　(167.50) (2)　群馬県渋川市伊香保町伊香保字二ッ岳999―３　(1345.00)	北緯36度25分12秒東経139度03分33秒の地点と北緯36度25分40秒東経139度02分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　熊本県熊本市世安町７　(58.50) (2)　熊本県熊本市河内町岳1880　(666.20)	北緯32度47分07秒東経130度41分59秒の地点と北緯32度47分39秒東経130度40分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	(1)　東京都練馬区大泉学園町　(130.00) (2)　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目40番７号　(105.70)	北緯35度46分45秒東経139度35分39秒の地点と北緯35度55分10秒東経139度36分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目40番７号　(103.30) (2)　茨城県古河市上辺見1195番地　(107.10)	北緯35度55分10秒東経139度36分10秒の地点と北緯36度11分05秒東経139度43分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　茨城県古河市上辺見1195番地　(106.10) (2)　栃木県宇都宮市茂原１丁目５番45号　(129.80)	北緯36度11分05秒東経139度43分40秒の地点と北緯36度28分44秒東経139度51分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　栃木県宇都宮市茂原１丁目５番45号　(133.50) (2)　栃木県矢板市下伊佐野タケ975番６号　(750.30)	北緯36度28分44秒東経139度51分57秒の地点と北緯36度35分56秒東経139度51分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度53分04秒東経139度51分45秒の地点と北緯36度53分17秒東経139度51分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度53分24秒東経139度51分45秒の地点と北緯36度53分31秒東経139度51分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　埼玉県熊谷市捨六間839番地　(101.70) (2)　群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017番２号　(383.00)	北緯36度09分48秒東経139度18分41秒の地点と北緯36度15分05秒東経139度11分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度25分14秒東経138度59分01秒の地点と北緯36度25分57秒東経138度58分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　茨城県古河市上辺見1195番地　(103.00) (2)　埼玉県熊谷市捨六間839番地　(98.50)	北緯36度11分05秒東経139度43分40秒の地点と北緯36度09分48秒東経139度18分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域